

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から51年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。会社を退職した後、昭和50年2月ごろに役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、納税組合で保険料を納付してきたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月末に会社を退職した後、自ら国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を納付していたとしている。A町役場に確認したところ、「当時、国民年金の加入手続を行った際に、納税組合を通じて納付しないという申出がされた場合等を除いて、国民年金保険料の納付は納税組合を通じて行っていた。納税組合では国民年金保険料の100%完納に力を入れていた。」との回答が得られ、また、申立人が詳細に記憶している納税組合を通じた保険料の納付方法は当時の納付方法と一致しており、申し立てている所属の班番号等も当時の実際の班番号等と一致している。

さらに、申立期間に係る申立人の資格種別は、強制加入被保険者となっている。申立人は、昭和50年12月に結婚し、その当時、申立人の妻は厚生年金保険に加入していることから、申立人が、結婚以降に国民年金の加入手続を行ったのであれば、同月以降の資格種別は任意加入被保険者となることから、50年2月に役場で国民年金の加入手続を行ったとする申立

人の主張に不合理な点はみられない。

加えて、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料を完納しているほか、厚生年金保険との切替手続も適切に行われており、納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について未納との回答を得た。国民年金保険料は妻の分と一緒に納付しており、妻が納付済みであるのに自分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番でA市から払い出されていることから、夫婦と一緒に納付する意思がうかがえる上、共に昭和36年4月1日までさかのぼって資格取得している。

社会保険事務所の保管する特殊台帳の記録では、申立人の妻は、申立期間を含む昭和36年4月から41年3月までの保険料について第2回特例納付期間中の50年2月に特例納付している。一方、申立人は、妻と同じ第2回特例納付期間中の昭和50年2月に、37年4月から41年3月までの保険料について特例納付され、申立期間については特例納付がされていないのは不自然である。また、記録上の特例納付期間よりも前の期間に当たる申立期間（昭和36年4月から37年3月まで）を特例納付していないのは、先に経過した月の分から行うとの特例納付の制度からしても、不自然な事務処理と考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も国民年金保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続

も適切に行われているなど、年金保険料を納付する意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 20 日から同年 8 月 12 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 8 月 15 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 1 日から 44 年 10 月 27 日まで

A 府内にあった 2 事業所 (B 社及び C 社) に勤務していた申立期間については、昭和 45 年 3 月 27 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、請求手続を行ったことは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、受給した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が昭和 44 年 11 月 22 日に申立期間③の事業所を管轄する社会保険事務所へ提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 45 年 3 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から事情を聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
昭和 45 年 3 月に高校を卒業し、4 月 1 日から A 社 B 局（現在は、C 社 D 支社）で臨時雇用員として採用され、その後、職員として勤務していたが、昭和 45 年 4 月から 46 年 9 月まで臨時雇用員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人 E 機構 F 部が保管する履歴カードにより、申立人が昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 9 月 30 日まで B 局の臨時雇用員として勤務し、46 年 10 月 1 日に準職員となっていることが確認できる。

しかし、C 社 D 支社に臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務は B 局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、勤務状況、雇用期間等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員については採用と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、B 局の現業機関では臨時雇用員については、必ずしも採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

事実、申立人が氏名を挙げている同僚について、臨時雇用員の期間の厚生年金保険の加入状況を確認したが、加入記録は無く、この同僚から、申立期間における申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることもできなかった。

また、F 部に確認したところ、「申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切が A 社から承継されていないため、確認することができない。」としていることから、申立人の申立期間におけ

る厚生年金保険料の控除を確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 21 日から 18 年 8 月 1 日まで
② 平成 18 年 8 月 1 日から 19 年 2 月 28 日まで

申立期間にA社に勤務して、厚生年金保険に加入していたが、標準報酬月額は、平成 17 年 6 月から 18 年 7 月までが 16 万円、同年 8 月から 19 年 2 月までが 11 万 8,000 円となっている。

申立期間①の一部の給与明細書を所持しているが、約 30 万円程度の給与が支給されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、申立人から提出のあった平成 17 年 8 月、同年 9 月、同年 12 月及び 18 年 1 月の給与明細書上の厚生年金保険料控除額（1 万 1,147 円）に見合う標準報酬月額（16 万円）と、A社から提出され、社会保険事務所に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成 17 年 6 月 29 日届出）に記載の標準報酬月額は一致していることから、申立人は、届出がなされたとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②については、給与明細書等の記録が無く、同社は既に全喪し、当時の事業主からも証言が得られないことから、申立人が事業主により控除されていた保険料額は明らかではないが、社会保険庁のオンラインに記録されている標準報酬月額（11 万 8,000 円）は、同社から社会保険労務士事務所を通じて提出され、社会保険事務所に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（平成 18 年 7 月 24 日届出）に記載の標準報酬月額を的確に反映したものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月15日から40年9月10日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が未加入との回答を得た。昭和35年10月から58年1月まで継続して同社に勤務していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の同僚の証言から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録及び同僚の証言から、申立人と同様、継続して同社に勤務していたものの、申立期間前後に厚生年金保険の資格をいったん喪失し、その後再取得しているため、31か月または33か月の被保険者期間が欠落している同僚2人が認められる。

また、A社の代表取締役は、「当時は、従業員の希望により社会保険に加入させたと聞いている。そのため、厚生年金保険に加入しない人もいたようだ。」と証言している。

さらに、欠落期間がある同僚2人のうちの1人は、欠落期間が生じたことについて、「時期は記憶していないが、会社から厚生年金保険から国民年金に切り替えるという話を聞いた。」とも証言している。

加えて、社会保険事務所の保管する被保険者名簿によると、申立人は昭和38年2月15日に資格を喪失し、翌16日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほかに、申立期間について申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。